

青木のりおの

朝ごはんでもおなじみ!

“青のり”こと、

青のりレポート!

<http://aokinorio.com>



Vol. 13

中小企業の成長戦略への投資を要望!!

環境ビジネスは、21世紀の日本の成長戦略になっていきます。そんな中、川崎市は、川崎国際環境技術展という、川崎の地から海外への環境技術移転の動きを確かなものにする事で国際貢献と産業活性化を推進する展示会を開催しております。とりわけ、中小企業のように、新たな投資に大きなお金をかける余裕がない企業にとっては、チャンスなので、多くの企業が参加しました。その甲斐あって、展示会自体は、非常に盛り上がったのですが、行政側が、中小企業の厳しい現状を理解していなかったのが、残念でした。そこで、行政の事業評価について、議会で指摘をさせて頂き、より具体的なビジネスに結びつく姿勢を、行政に強く要望しました。

議論の内容を簡単にまとめると、行政側は、今回の展示会は、たくさんの方の来場者や商談があったから成功した。またアンケートをとったら、ほとんどの出展者が、満足していると答えているから、この展示会は評価が高いとのことでした。しかし、実際は、ほとんどの企業が、展示会開催自体は、喜んでるものの、未だ、ビジネスには、結びついていなく、これからのフォローアップが重要だと答えていました。

要するに、行政は過程に、企業は、結果に着目していました。例えば、銀行などが行う展示会は、融資できるかどうかにかかわるので、結果が明白です。多少展示会の評価が甘くても、結果として自分のところに返ってくる。しかし自治体が行う展示会は、結果が見えづらいからこそ、自己評価が、もっとも厳しいものでなければいけないのではないかというのが、私の考えです。だから、

緑豊かな街づくりを目指し、時代にあった緑政策の実現を!

緑地、農地の相続税、固定資産税の仕組みを見直し、市全体で緑地、農地の充実を

高度経済成長から時代が変わり、農林水産省の都市住民の意識調査では、実に96%の人が、都市の緑は維持すべきだと答えております。そうした市民意識とは裏腹に、川崎のような首都圏の緑の政策の仕組みは、有効に機能しておりません。結果として川崎市の緑は減少の一途をたどり、農地は5年で68ヘクタール。樹林地は5年で44ヘクタール、この広さは、なんと東京ドーム約24個分に当たります。

現行の制度の問題点を詳しく説明すると、大きく分けて、農地と緑地があります。はじめに、市街化区域内農地の保全については、生産緑地制度があります。この制度は、多くの方がご存じだと思いますが、制度的な問題点として、生産緑地指定後の解除が困難であること、指定期間が長期にわたること、面積要件が

500平方メートル以上であることなどの制約等があり農地の保全を難しくしております。緑地、樹林地を将来に向けて維持することについては、相続の際に高額な相続税が発生し、処分をしなければならぬ状況が問題点となり、結果として土地を売却せざるを得ない状況にあります。

要するに、好む好まざるを別として、都心部の現状は、温暖化や水害、災害避難地など、様々なニーズに対応可能な農地、緑地を残すことへの認識が高まってはいるものの、所有者にメリットが少ないので、結果として残せないのです。

ですから、行政が緑地、緑地の選択メリットを加算する仕組みを作り、市内の緑バランスを取らなければなりません。誤解のないように補足しますが、開発を抑制するわけではなく、緑政策を計画的に進める必要性があると感じている市民のニーズを満たすことが、時代の流れの中で、非常に大切だということです。

緑を残すことについての仕組みはたくさんあります。例えば横浜のように、緑税を導入することとか、ナショナルトラストのような基金を積むことがあります。

今回、私は、川崎市議会に二つの制度の提案させて頂きました。一つは、農地に関して、川崎市の市税である固定資産税などの

今回の評価方法は、アンケートに社名も実名で入れて、満足しているかどうかを聞くだけで、参加している手前、企業も満足していないとは書けない。そこに来て、満足と答えている会社が多いから、その展示会が成功だとする行政の評価方法は、あまりにも強引ではないでしょうか?

また、そのあとに聞かれた、次回も出店するかどうかを聞いたアンケートでは、満足と答えたポイント数から20ポイントも下がっているのを見ると、企業が言わんとしていることは、明白です。

展示会自体は、大変素晴らしいものなので、後はこの評価方法を変えて、もっと結果に結びつくように行政が、フォローアップして、ビジネスがクローキングするように仕掛けるべきです。

これからも、企業の生命線である「投資」の部分に対して、自治体が積極的に関わっていただけるように、働きかけをしてまいります。

青のりカフェオープン



生産緑地に準ずる新たな制度についての創設です。結果として、500平方メートル以下の農地でも、生産緑地のような扱いになり、緑が残しやすくなります。

もう一つの緑地に関しては、国税の改革があるまで時限的にでもオーナーが樹林地を持ちこたえることができるような制度の創設です。これは、税制の根本的な考え方からは、時限的なものにならざるを得ないですが、一時的にオーナーさんの負担を減らして、緑が減るのを抑えます。

ちなみに、生産緑地制度の改善や相続税の見直しについては、国税ということもあり、国に要望しておりますが、国では一向にその制度の改革が進んでいなく、また大都市圏の現状と地方の現状では問題点が違うので、議論が噛み合いません。勿論、なにも駅前で畑や緑を残すと言っているのではなく、適正に緑を残すことの重要性を訴えているわけ

です。

以上のことを踏まえ、今後時代にあった緑豊かな街を目指して議論を進めてまいります。



川崎市議会議員 青木のりお事務所

〒213-0022 神奈川県川崎市高津区千年637-4
 グランドウール千年201

〒213-0027 神奈川県川崎市高津区野川3895

TEL 044-788-8899
 FAX 044-788-6440
 E-mail info@aokinorio.com
 H P http://aokinorio.com